

# 所得税

## 申告対象者

### 給与所得者

- ・給与の収入金額が2千万円を超える方
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方など

### 公的年金などの受給者

- ・公的年金などの雑所得の金額が所得控除額の合計より多い方
- ・※公的年金の収入が400万円以下でそれ以外の所得が20万円以下の方は、申告をする必要はありませんが還付申告ができます。

### 土地・建物などを売却した方

譲渡所得とその他の所得の合計額が所得控除額より多い方など

※相続税の相談をされる方は、事前に税務署へお問い合わせください。

### 事業・不動産・一時・雑所得などがあつた方

・平成29年中の所得合計額が所得控除合計額より多い方など

## 復興特別所得税

復興特別所得税は、東日本大震災からの復興のために必要な財源を確保するための特別措置税です。申告書作成

の際には、**税額の記入・加算**を必ず行ってください。

## 事前説明会

### 対象

- ・年金受給者で還付申告をする方
- ・給与所得者で金融機関などから借り入れをして新築・中古住宅を取得した方

とき 2月6日(火)～15日(木) (土・日

曜日、祝日を除く) 午前9時～正

午、午後1時～5時

※申告書の作成には時間がかかるので、午後4時までにお越しください。

## 税理士による無料相談所

ところ 豊橋税務署

### 対象

- ・給与所得者、年金受給者
- ・事業所得、不動産所得または年金以外の雑所得を有する方のうち、平成28年分の所得金額が300万円以下の方(消費税の課税事業者である場合には、平成27年分の課税売上高が3千万円以下の方)

※譲渡所得、山林所得、贈与税の申告

受付・相談は行なっておりませんので、税務署へお越しください。

とき 2月16日(金)～3月5日(月) (土・

日曜日を除く) 午前9時30分～正

午、午後1時～4時

ところ 市民体育センター

## 所得税・消費税・贈与税の確定申告書は 国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページ内の**確定申告書等作成コーナー**を利用すれば、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を簡単に作成できます。作成した申告書は印刷して税務署に提出してください。

なお、**e-Tax(電子申告)**を利用して提出することもできます。マイナンバーカードを利用して、自宅などのパソコンからe-Taxで送信すると、本人確認書類を別途送付する必要がなく便利です。

国税庁ホームページ内 **確定申告特集へ**

# 市県民税

## 申告対象者

平成30年1月1日現在に市内在住で、次のいずれかに該当し、所得税の申告をしない方

※前年度に市県民税申告を行った方には申告書、昨年申告相談会場で市県民税の申告書を作成された方にはお知らせがきを1月17日に発送しました。

### 給与所得者

・平成29年中に退職した、2カ所以上から給与を受けた、給与以外に所得があつた、雑損・医療費控除を受け

るなど

### 公的年金などの受給者

・年金以外に所得があつた、支払元に扶養控除等申告書を提出していない、社会保険料・生命保険料控除を受けるなど

### 営業・農業・不動産・利子・配当所得などがあつた方

※所得がなくても、国民健康保険の軽減適用などのため申告が必要となる場合があります。申告書が送付された方は、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入して提出してください。

## 市県民税申告会場での所得税申告

市県民税の申告会場で、所得税申告の一部が相談できます。

事業所得、不動産所得の申告書作成、相談を希望される方は3月5日(月)までにお越しください。それ以降は、豊橋税務署での申告相談となります。

### 相談できる申告内容

○給与所得(年末調整をしていない場合など)

○公的年金などの雑所得

○医療費控除、寄附金控除など

×次の申告は相談できません×

・事業所得(営業・農業)、不動産所得、土地・建物・株式の譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当

・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける

・贈与税、消費税